

提出された意見	意見に対する市の考え
<p>「国の調査により、令和3年度に市内の分譲マンション(18棟)の管理状況に支障がないことを確認した」とのことですが、賃貸マンションの管理状況は調べていないのですか。</p>	<p>国において、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第2条に規定されているマンションを対象に調査されたものとなります。</p>
<p>「マンションの数は、実態調査等により令和5年末時点で19棟把握していて、そのうち築40年以上のマンションは1棟と推計され、10年後には6棟、20年後には10棟となる」これも、分譲マンションのことですか。</p>	<p>本計画は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第三条の二により計画を作成することから、本計画での「マンション」の定義は同法第2条に規定されているものと同様としており、「二以上の区分所有者が存在する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの」としてあります。</p>
<p>「5年に一度、区域内におけるマンションの管理の状況を把握するための実態調査（「木更津市マンション管理実態調査」）を実施」これも、分譲マンションだけですか。</p>	
<p>賃貸マンションの現状は、どうなのでしょう。また、他市では、1つのマンションに賃貸と分譲があつたりします。そういう場合も想定して、計画を立てるといいと思いますがいかがでしょう。</p>	
<p>「マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口 広報誌やホームページ等を通じて、普及啓発を進めます」とのことですが、必要な人にダイレクトに情報を届けるほうがいいです。マンション居住者にポスティングをし、管理組合アンケート結果もマンション住人にポスティングし、自分事として考えるきっかけにしたらよいと考えますがいかがでしょう。</p>	<p>マンションの管理組合を通じ該当マンション居住者への普及啓発を図ってまいります。</p>